

長崎県暴力追放運動推進センターによる相談対応要領

長崎県暴力団事務所等の排除に関する条例に係る各宅地建物取引業協会又は各建設業協会からの相談は、下記の要領により、長崎県暴力追放運動推進センター（以下「暴追センター」という。）が受理して対応するものとします。

記

1 相談要領

(1) 各業者の相談は、当該業者が加入する各宅地建物取引業協会又は各建設業協会を通じて行うものとします。

(2) 暴追センターの相談に基づく情報提供は、原則として、暴力団事務所等に利用される疑いがもたれる具体的事情がある場合に行うものとします。

（具体的事情例）

- 契約相手方が暴力団関係者と風評のある人物
 - 契約相手方の資産等から当該不動産物件を購入すること又は当該建設工事を発注することが不自然
 - 取引不動産物件現場又は建築現場への暴力団関係者とみられる者の頻繁な出入り、高級外車の駐車
 - 建設工事物件に、鉄製ドア、防弾ガラスの窓ガラス、鋼鉄製シャッター等の設置
- など。

(3) 相談に基づく情報提供は、原則として、面談の上口頭によるものとします。

2 各宅地建物取引業協会又は各建設業協会の遵守事項

(1) 目的外使用の禁止

提供を受けた情報は、暴力団事務所その他暴力団の活動拠点の確保を阻止するためのものであり、目的外使用はできません。

(2) 保秘の徹底

相談により得られた情報は、契約の相手方等を含めて部外には告知できません。

2 暴追センターとの連携等

(1) 暴追センターとの連携

各宅地建物取引業協会又は各建設業協会と暴追センターは、暴力団事務所等の排除活動を推進するため、緊密な連携に努めるものとします。

(2) 不動産所有者等又は建設業者が責務を果たす場合の県の支援

不動産所有者等又は建設業者が条例に定められた責務を果たすための県の支援は、条例施行規則に基づき、契約の相手方が当該物件を暴力団事務所等に利用するものと認められる場合、暴追センターが中核となって行うこととします。

(財) 長崎県暴力追放運動推進センター

TEL 095-825-0893

長崎県警察本部刑事部組織犯罪対策課

TEL 095-820-0110 内線 4415 4416

長崎県暴力団事務所等の排除に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、長崎県暴力団事務所等の排除に関する条例（平成21年長崎県条例第72号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において、使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(県の支援)

第3条 条例第3条第2項の県が行う必要な支援は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 県民が責務を果たすための支援 暴力団事務所等の排除に関する訴訟の支援及び県民が自発的に行う暴力団事務所等の排除の活動の促進を図るための情報の提供、助言、指導その他必要な措置

(2) 不動産取引又は建設工事を請け負う場合に当該不動産又は当該物件が暴力団事務所等に利用されると認められるときの不動産所有者等又は建設業者が責務を果たすための支援 暴力団事務所等の排除に関して次に掲げるもの

ア 暴力団事務所等の排除に必要な助言

イ 暴力団事務所等の排除に必要な援助及び協力の体制を確立するための支援

ウ 暴力団事務所等の排除に必要な財政上の支援

エ アからウまでに掲げるもののほか、特に暴力団事務所等の排除に必要があると認められる支援

2 知事は、前項の支援を行うに当たっては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条の2第1項の規定に基づき長崎県公安委員会が指定した長崎県暴力追放運動推進センター、宅地建物取引業団体、建設業団体その他の関係団体と連携するものとする。

(調査)

第4条 知事は、条例第7条の規定に基づく調査について、警察本部長に対して当該調査の実施を依頼することができる。

(勧告等)

第5条 条例第8条第1項に規定する必要な措置は、次に掲げるものとする。

(1) 不動産所有者等が、条例第5条第2項の規定を遵守しないで契約をしたときは、当該契約に同項に規定する特約条項を設けること。

(2) 不動産所有者等が、条例第5条第3項の規定により契約を解除しないときは、当該契約を解除すること。

2 条例第8条第2項に規定する必要な措置は、次に掲げるものとする。

(1) 建設業者が、条例第6条第2項の規定を遵守しないで契約をしたときは、当該契約に同項に規定する特約条項を設けること。

(2) 建設業者が、条例第6条第3項の規定により契約を解除しないときは、当該契約を解除すること。

3 勧告等（条例第8条第1項若しくは第2項の規定による勧告又は同条第3項の規定による契約解除の要求をいう。以下同じ。）は、書面で行うものとする。

4 知事は、勧告等を行うかどうかについて、警察本部長に意見を求めることができる。

5 警察本部長は、勧告等を行うことが相当と認められるときは、知事に対し、その旨の意見を述べるることができる。

6 知事は、条例第8条第3項の契約の解除を要求することを、警察本部長に依頼することができる。

(公表)

第6条 条例第9条第1項の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 勧告等を行った日

(2) 勧告等を受けた者の氏名又は商号若しくは屋号及び住所又は所在地

(3) 勧告等に係る行為の概要

(4) 勧告等の内容

2 長崎県行政手続条例(平成7年長崎県条例第47号)第3章第3節の規定は、条例第9条第2項の意見を述べる機会について準用する。

3 第1項の公表は、長崎県公報への登載その他広く県民に周知する方法により行うものとする。

4 前条第4項及び第5項の規定は、公表について準用するものとする。

(県の措置)

第7条 条例第9条第3項の相当の期間は、2箇月以上2年以下とする。

2 前項に掲げるもののほか、条例第9条第3項に規定する県が行う入札に参加させない措置に関し必要な事項は、知事が別に定める。

3 第5条第4項及び第5項の規定は、県が必要な措置をとる場合について準用する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

長崎県暴力団事務所等の排除に関する条例説明内容

1 暴力団情勢

2 条例制定の背景

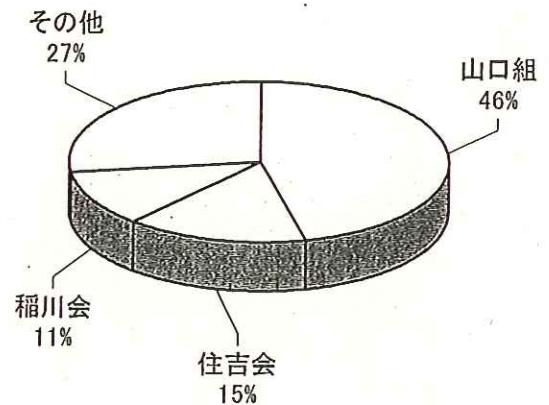
3 条例説明

暴力団勢力

平成22年1月末現在

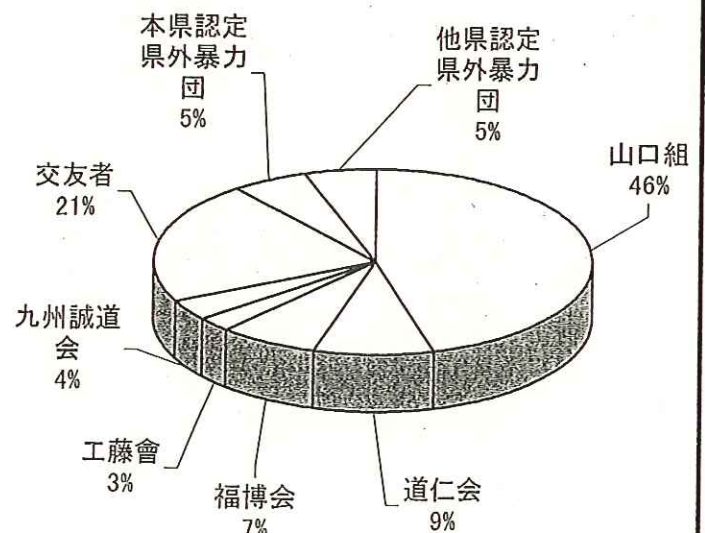
全国の暴力団勢力

重点対象三団体	山口組	約38,000人
	住吉会	約12,700人
	稲川会	約9,300人
	小計	約60,000人
	その他暴力団	約22,600人
	合計	約82,600人



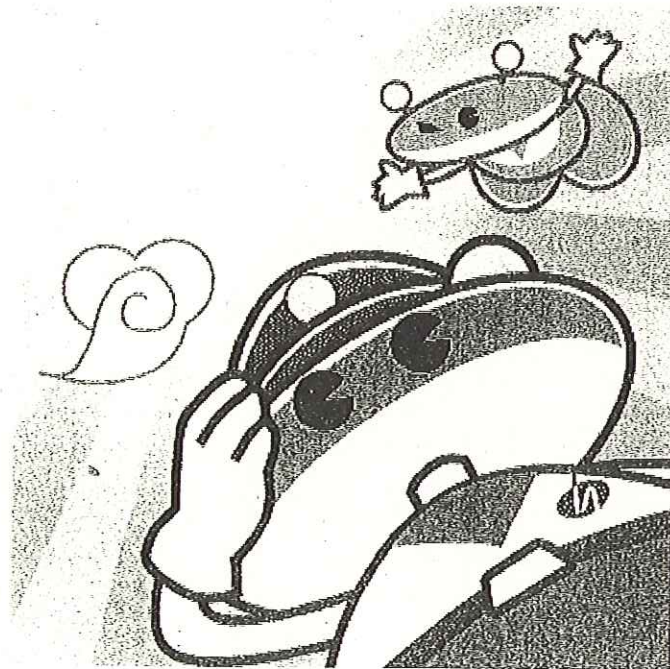
県内の暴力団勢力

指定暴力団傘下組織	山口組傘下組織	
	8組織	約255人
	道仁会傘下組織	
	2組織	約50人
	福博会傘下組織	
	1組織	約40人
	工藤会傘下組織	
	3組織	約15人
	九州誠道会傘下組織	
	2組織	約20人
計	16組織	約380人
	暴力団交友者	約120人
	本県暴力団員総数	約500人
	本県認定県外暴力団員	約30人
	他府県認定県外暴力団員	約30人
	合計	約560人



平成 22 年 3 月

長 崎 県 暴 力 団 事 務 所 等 の 排 除 に 関 す る 条 例



長 崎 県 警 察

長崎県暴力団事務所等の排除に関する条例の制定について

1 はじめに

暴力団は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律が平成4年施行されたことを機に、警察の取締りや、行政機関、弁護士会などをはじめとする関係機関・団体及び国民との協力関係のもと、暴力団排除の施策等が強化され、社会から孤立化しつつあります。

しかし、組織実態を隠蔽しながら組織の存続を図り、縄張りや利権維持のため、けん銃、爆発物、火炎瓶使用の対立抗争事件を起こし、県民生活に大きな脅威をもたらしています。

2 暴力団対立抗争の状況

本県においては、平成元年以降、山口組傘下組織の内部抗争を含めて、約25件発生しており、平成18年5月から発生した道仁会分裂抗争による暴力団抗争も、佐世保市と佐々町で計2件発生しています。また、抗争事件で一般人等が巻き添えになった事案はありませんが、暴力団事務所と間違えて隣家にけん銃を発砲した事案が1件発生しています。

3 条例制定の趣旨

暴力団事務所は、暴力団が組織的な活動の用としている活動拠点で、組織の指揮命令、連絡の機能的中枢としての役割を果たしています。

福岡、佐賀、熊本、長崎と広範囲にわたって対立抗争が続いている指定暴力団道仁会の分裂抗争では、敵対する暴力団の事務所等に対して、自動小銃・けん銃乱射、爆発物・火炎瓶投てき等が行われ、攻撃を受けた組事務所に隣接するビルのシャッターが壊れたり、窓ガラスが割られたりするなど組と関係のない市民に被害が及んでいます。

本条例は、このような暴力団事務所等の進出を抑止し、県民生活の安全と平穏を確保することを目的としたものです。

佐賀県みやき町では保養施設が暴力団事務所に使われることが判明し、官民一体となった暴迫運動で事務所進出を阻止しており、本県におきましても、佐世保市で競落された物件が改修され、指定暴力団九州誠道会傘下組織の組事務所となっていることが判明し、現在、住民運動による事務所撤去活動が展開されているところです。

このような現況を踏まえ、暴力団活動を衰退させるためには暴力団事務所等の進出を抑止する対策が必要不可欠であることから、本条例の制定に取り組み、平成21年11月定例県議会で可決、同年12月25日公布され、本年4月1日施行が予定されているところです。

4 条例の概要

別添のとおり。

長崎県暴力団事務所等の排除に関する条例

(平成21年長崎県条例第72号)

第1条(目的) この条例は、暴力団の活動拠点となる暴力団事務所等の存在が県民生活に大きな脅威をもたらしていることにかんがみ、暴力団事務所等に係る不動産取引及び建設工事の請負に関し、県、県民、不動産所有者等及び建設業者の責務を明らかにすることにより、暴力団事務所等の排除を推進し、もって県民生活の安全と平穏を確保することを目的とする。

第2条(定義) この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団事務所等 暴力団及び暴力団員が組織的な活動の用に供している不動産（建物（建物の一部を含む。）及び土地をいう。以下同じ。）をいう。
- (4) 不動産取引 不動産及びその上に存在する権利の売買、交換又は貸借を行うことをいう。
- (5) 不動産所有者等 県内に所在する不動産の所有者及び占有者並びに管理者をいう。
- (6) 建設業者 県内において建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）を請け負う者をいう。
- (7) 暴力団員等 暴力団員及び暴力団員の依頼を受けて不動産取引又は建設工事の申入れを行う者をいう。

第3条(県の責務)

- 1 県は、暴力団排除のため、暴力団事務所等の排除などに最大限の努力を行うものとする。
- 2 県は、県民並びに不動産所有者等及び建設業者が、次条から第6条までに規定する責務を果たすため、必要な支援を行うものとする。

県の支援(施行規則第3条)

条例第3条第2項の県が行う必要な支援は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 県民が責務を果たすための必要な支援 暴力団事務所等の排除に関する訴訟の支援及び県民が自発的に行う暴力団事務所等の排除の活動の促進を図るための情報の提供、助言、指導その他必要な措置
- (2) 不動産取引又は建設工事を請け負う場合に当該不動産又は当該物件が暴力団事務所等に利用されると認められるときの不動産所有者等又は建設業者が責務を果たすための支援 暴力団事務所等の排除に関して次に掲げるもの
 - ア 暴力団事務所等の排除に必要な助言
 - イ 暴力団事務所等の排除に必要な援助及び協力の体制を確立するための支援
 - ウ 暴力団事務所等の排除に必要な財政上の支援
 - エ アからウまでに掲げるもののほか、特に暴力団事務所等の排除に必要なと認められる支援
- 2 知事は、前項の支援を行うに当たっては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条の2第1項の規定に基づき長崎県公安委員会が指定した長崎県暴力追放運動推進センター、宅地建物取引業団体、建設業団体その他の関係団体と連携するものとする。

第4条(県民の責務) 県民は、暴力団事務所等の設置を目的としたいかなる行為も行わないよう努めるものとする。

2 県民は、県及び市町が実施する暴力団事務所等の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第5条(不動産所有者等の責務) 不動産所有者等は、不動産取引を行う場合において、当該不動産が暴力団事務所等に利用されないよう努めるものとする。

2 不動産所有者等は、不動産取引に係る契約を行う場合において、当該不動産が暴力団事務所等に利用されるものと認められるときは、催告をしないで当該契約を解除することができる旨を定めた特約条項を設けるよう努めるものとする。

3 前項の契約を行った不動産所有者等は、その相手方が当該不動産を暴力団事務所等に利用するものと認められるときは、当該契約を解除するよう努めるものとする。

4 不動産所有者等は、第1項及び第2項に規定する責務を果たすために、当該不動産取引の媒介又は代理を行う者から必要な助言等を求めるよう努めるものとする。この場合において、不動産所有者等から助言等を求められた者は、必要な助言等を行うよう努めるものとする。

第6条(建設業者の責務) 建設業者は、建設工事を請け負う場合において、工事の結果完成することとなる物件(増改築及び改修を含む。以下「物件」という。)が暴力団事務所等に利用されないよう努めるものとする。

2 建設業者は、建設工事の請負契約(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第2条第2項に規定する公共工事に係るものを除く。以下同じ。)を行う場合において、当該物件が暴力団事務所等に利用されるものと認められるときは、催告をしないで当該契約を解除することができる旨を定めた特約条項を設けるよう努めるものとする。

3 前項の契約を行った建設業者は、契約後又は工事着手後において、その相手方が当該物件を暴力団事務所等に利用するものと認められるときは、当該請負契約を解除するよう努めるものとする。

第7条(調査) 知事は、不動産所有者等又は建設業者が第5条第2項若しくは第3項又は前条第2項若しくは第3項の規定を遵守していない疑いがある場合で、暴力団事務所等を排除することに支障があると認めるときは、その事実を明らかにするため必要な限度で、当該不動産所有者等、当該建設業者その他関係者に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。

第8条(勧告等) 知事は、不動産所有者等が第5条第2項及び第3項に規定する責務を遵守していないため、暴力団事務所等を排除することに支障が生じていると認めるときは、当該不動産所有者等に対し、必要な措置を講ずることを勧告することができる。

2 知事は、建設業者が第6条第2項及び第3項に規定する責務を遵守していないため、暴力団事務所等を排除することに支障が生じていると認めるときは、当該建設業者に対し、必要な措置を講ずることを勧告することができる。

3 知事は、第3条に規定する県の責務を果たすため、暴力団員等が暴力団事務所等に使用する目的で不動産取引の契約又は建設工事の請負契約を締結したときは、当該暴力団員等に対し、当該契約の解除を要求することができる。

勧告等(施行規則第5条)

条例第8条第1項に規定する必要な措置は、次に掲げるものとする。

- (1) 不動産所有者等が、条例第5条第2項の規定を遵守しないで契約をしたときは、当該契約に同項に規定する特約条項を設けること。
- (2) 不動産所有者等が、条例第5条第3項の規定により契約を解除しないときは、当該契約を解除すること。

2 条例第8条第2項に規定する必要な措置は、次に掲げるものとする。

- (1) 建設業者が、条例第6条第2項の規定を遵守しないで契約をしたときは、当該契約に同項に規定する特約条項を設けること。

- (2) 建設業者が、条例第6条第3項の規定により契約を解除しないときは、当該契約を解除すること。
- 3 勧告等(条例第8条第1項若しくは第2項の規定による勧告又は同条第3項の規定による契約解除の要求をいう。以下同じ。)は、書面で行うものとする。
- 4 知事は、勧告等を行うかどうかについて、警察本部長に意見を求めることができる。
- 5 警察本部長は、勧告等を行うことが相当と認められるときは、知事に対し、その旨の意見を述べることができる。
- 6 知事は、条例第8条第3項の契約の解除を要求することを、警察本部長に依頼することができる。

第9条(公表等) 知事は、前条第1項又は第2項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなく、当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、必要な事項を公表することができる。

- 2 知事は、前項の規定により公表をしようとするときは、当該勧告を受けた者に対し、その理由を通知するとともに、意見を述べる機会を与えなければならない。
- 3 知事は、前条第1項若しくは第2項の規定による勧告又は前条第3項の規定による契約解除の要求を受けた者が、正当な理由がなく、当該勧告等に従わないときは、規則で定めるところにより、相当の期間を定めて県が行う入札に参加させないこと等の必要な措置をとることができる。

公表(施行規則第6条)

条例第9条第1項の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 勧告等を行った日
 - (2) 勧告等を受けた者の氏名又は商号若しくは屋号及び住所又は所在地
 - (3) 勧告等に係る行為の概要
 - (4) 勧告等の内容
- 2 長崎県行政手続条例(平成7年長崎県条例第47号)第3章第3節の規定は、条例第9条第2項の意見を述べる機会について準用する。

- 3 第1項の公表は、長崎県公報への登載その他広く県民に周知する方法により行うものとする。
- 4 前条第4項及び第5項の規定は、公表について準用するものとする。

県の措置(施行規則第7条)

条例第9条第3項の相当な期間は、2箇月以上2年以下とする。

- 2 前項に掲げるもののほか、条例第9条第3項に規定する県が行う入札に参加させない措置に関し必要な事項は、知事が別に定める。
- 3 第5条第4項及び第5項の規定は、県が行う必要な措置をとる場合について準用する。

第10条(市町への協力要請) 県は、市町において、暴力団事務所等の排除のための施策が講じられるよう、市町に対し必要な協力を要請できるものとする。

第11条(規則への委任) この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

長崎県暴力団事務所等の排除に関する条例

【目的(1条)】

暴力団事務所等に係る不動産取引及び建設工事請負に関し、県、県民、不動産所有者等及び建設業者の責務を明らかにすることにより、暴力団事務所等の排除を推進し、もって県民生活の安全と平穏を確保する。

★必要な支援

当該物件が暴力団事務所等に利用されると認められる
ときの不動産所有者等又は建設業者が果たす責務

- ①暴力団事務所等の排除に必要な支援
- ②暴力団事務所等の排除に必要な援助
- ③暴力団事務所等の排除に必要な財政上の支援
- ④①から③までに掲げるもののほか、特に暴力団事務所等の排除に必要なと認められる支援

【県の責務(3条)】

- ①暴力団事務所等の排除などに最大限の努力を行うものとする。
- ②県民並びに不動産所有者等及び建設業者が責務を果たすため、必要な支援(欄外の★参照)を行うものとする。

【県民の責務(4条)】

- ①暴力団事務所等の設置を目的としたいかなる行為も行わないよう努めるものとする。
- ②県及び市町が実施する暴力団事務所等の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【不動産所有者等の努力義務(5条)】

- ①不動産取引を行う場合、当該不動産を暴力団事務所等に利用されないよう努める。
- ②不動産取引の契約を結ぶ場合、当該不動産が暴力団事務所等に利用されると認められるときは、催告をしないで契約を解除することができ旨の特約条項を設けるよう努める。(売買契約の場合、契約履行(物件引渡し)前の契約解除。)
- ③不動産取引において、特約条項に該当した場合には契約を解除するよう努める。
- ④不動産取引の媒介又は代理を行う者から必要な助言等を求めるよう努める。

【建設業者の努力義務(6条)】

- ①建設工事を請け負う場合、工事物件が暴力団事務所等に利用されないよう努める。
- ②建設工事の請負契約を行う場合、当該物件が暴力団事務所等に利用されると認められるときは、催告をしないで契約を解除することができ旨の特約条項を設けるよう努める。
- ③契約後は工事着手後において、その相手方が当該物件を暴力団事務所等に利用すると認められるときは、契約を解除するよう努める。

調査(7条)

努力義務不遵守

勧告(8条1項・2項)

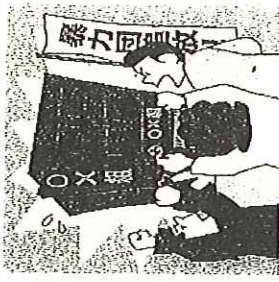
(勧告に従わない場合)

公表(9条)

県の入札からの除外措置(9条)

契約解除の要求(8条3項)

進出等阻止



長崎県暴力団事務所等の排除に関する条例の概要

H22. 4. 1～条例施行

所管
 不動産所有者等→土木部建築課
 建設業者→土木部監理課
 暴力団員等→県警組織犯罪対策課

